東北東京間連系線に係る計画策定プロセス期間中における 系統アクセス業務の取扱いについて

1. 対象とする系統アクセス業務

東北電力株式会社の供給区域全域(離島等を除く)の高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する発電設備等系統連系希望者からの申込みにおける系統アクセス業務(当該計画策定プロセスに応募した電源を除く)のうち、計画策定プロセスにおける「広域系統整備計画の決定内容により、回答内容が変わる可能性のある系統アクセス業務」

なお、広域系統整備計画の決定内容により系統アクセス業務の回答内容が変わらない場合 は対象外とする

- 2. 「広域系統整備計画の決定内容により、回答内容が変わる可能性のある系統アクセス業務」 の判断基準
 - (1)「本取扱い適用開始」から「基本要件の決定」までの期間
 - ・電源線を除く広域連系系統の増強工事が必要になる場合
 - (2)「基本要件の決定」から「広域系統整備計画の決定」までの期間
 - ・基本要件で決定した広域連系系統の増強の有無により、検討結果が異なる場合

3. 系統アクセス業務の取扱いについて

広域系統整備計画の決定内容により、系統アクセス業務の回答内容が変わる可能性がある場合は、検討条件の前提等を発電設備等系統連系希望者へ十分説明したうえで、暫定的な回答等を行うものとし、各期間における取扱いは下表のとおりとする。

期間	「本取扱い適用開始(平成27年6月24日)」から 「基本要件の決定(平成27年9月目途)」まで		「基本要件の決定」から 「広域系統整備計画の決定 (平成 28 年 10 月目途)」まで	
項目	検討条件	系統アクセス業務の 回答	検討条件	系統アクセス業務の 回答
事前相談接続検討	計画策定プロセスによる系統対策は前提としない計画策定プロセスに応募した電	・以下のただし書きを付して回答 〈ただし書き〉 「基本要件の決定」以降の契約申込みの場合、検 討条件や回答内容が変わる可能性がある	•基本要件を 前提とする *3、*4	・暫定的な回答 ^{※5}
契約申込み	源のうち、契約 申込みされてい る電源 ^{**1} のみを 前提とする	 連系承諾の回答 ただし、計画策定プロセスに与える影響が大きい場合 場合 は、「基本要件の決定」後の系統アクセス業務の取扱いに準ずる 		・暫定的な回答**5を 行い、広域系統整備 計画の決定後に連 系承諾する**6

- ※1 系統アクセスに伴う系統対策を含む
- ※2 「基本要件の決定」直前の申込みの場合、対策候補案の運用容量を超える大規模電源の申込 みの場合
- ※3 基本要件で決定した広域系統整備を行う広域連系系統に関する検討時のみ、計画策定プロセスに応募した電源の全てを前提とする
- ※4 基本要件で決定した広域系統整備を行う広域連系系統以外の検討時には、計画策定プロセス に応募した電源のうち、契約申込みされている電源^{※1}のみを前提とする
- ※5 契約申込みに対する連系承諾は「広域系統整備計画の決定」後になることを付して回答する
- ※6 広域系統整備計画で決定した対策が基本要件で決定した対策から変更となり、アクセス検討 の回答内容が変わった場合には、変更後のアクセス検討結果に基づき連系承諾する